個別研究

情緒障害児等の学習指導に関する研究

学業不振を予防するために就学猶予をした者についての事例研究

要約:

研究第6部 権 平 俊 子

1975年より、学業不振児及び学業不振になる恐れのある、情緒障害児等に対して、学習指導を行ないその改善、予防に努め、効果を収めてきた。学業不振を予防する対策の一つとして、学校教育の出発点で、能力を備え、適切な指導をすることにより、学習効果をあげることが出来ると考えて、就学猶予をしてきた。こうした対象児で、現在20歳以上になっている、男 4 名(知能の程度は 6 歳時、境界線児 1 名、軽度精薄児 3 名)、女 1 名(境界線児)と、就学猶予を申請して許可されなかった男 1 名(境界線児)につき事例研究を行なった結果、猶予した 5 名の中、自閉的行動が目立って施設に入っている 1 名を除き、 4 名は普通高校を卒業し、中 2 名は大学を卒業した。家事をしている女を除き、男は会社に勤務して、社会人として活躍している。猶予が許可されなかった者は、養護学校を卒業し、福祉作業所で作業している。就学猶予し、現在、20歳未満で小卒以上の、境界線児 3 名(男 2 名、女 1 名)につきみると、男 2 名は普通校で、中程度の成績をとっている。女は中学で特殊学級にでたが、その後専門学校に通っている。以上の結果から、就学猶予することは、就学しても、能力が学校教育を受入れるまで、成熟していないが、1 年猶予し、出発点で能力が揃うと判断される子には、学業不振の予防対策として、有効の方法であると云える。

見出し語:就学猶予、学業不振、学習指導、軽度精薄児、境界線児

Study on Guiding Emotionally Disturbed Children Their Learning

Cese Study on Children who postponed School Attendance lest they should be Under-achievers

Toshiko GONDAIRA

Since 1975, I have kept guiding emotionally disturbed children, who were under-achievers and who were likely to manifest under-achievement, in their learning endeavoring to improve and protect them and have obtained good results. As one of the countermeasures to prevent children from becoming under-achievers, I have considered the postponement of school attendance of these children believing that better learning results can be obtained by making the abilities of children even at the starting point of school education and giving them proper guidance. As the result of studying the subjects over 20 years old, i.e. 4 boys (1 borderline class child at the age of 6, and 3 mildly mentally retared), 1 girl (borderline class) and 1 boy (borderline class) whose application for postponement of school attendance was not permitted, it was found that among 5 cases who postponed school attendance, excepting 1 case who is cared at the institution because of his conspicuous autistic behaiors, 4 cases had completed normal senior high schools and among them 2 cases graduated from universities. Excepting 1 girl who is doing housework, the boys are working at the companies and active as full-fledged members of society. The case whose application for postponement of school attendance had not been permitted completed school for handicapped children and is now working at Welfare Workshop. Studying 3 borderline class cases (2 boys and 1 girl) under 20 years old at persent, who postponed school attendance, and with school level above elementary school, 2 boys get medium grades at normal schools. Although the girl attended special junior high school for the handicapped, she is attending college now. From these results, it may be admitted that the postponement of school attendance is an effective method for the prevention of under-achievers for the children whose abilities are judged not enough matured to accept school education even if they attend school, but when their attendances are postponed for 1 year, their abilities are made even at the starting point of school education.

Key Words: Postponement of school attendance. Under-achievement. Guidance in learning.
Mildly mentally retarded child. Boderline class child.

I はじめに

II 研究目的

1975年より、学業不振及び学業不振を起す恐れがある情緒障害児、境界線児、精神薄弱児、自閉症児等に対効学習指導を行い、その改善、予防に努め、或程度の効果を上げてきた。近年、教育委員会に就学猶予願いなるとよび、私学には、効果は現れるが、高学年には、効果は現れるが、高学年になると、もは下るから、猶予しても無駄であるという意見で変して、当時であると、哲学の出発点に於て、能力を備え、指導するとにより、効果を収めることが出来ると考えて、就例研究とにより、対象児の成人後の様子を追跡して、事例の方法の是非、及び学習指導の方法等にてい、この方法の是非、及び学習指導の方法等にてい、今後の学業不振の改善、予防に役立てたいと思う。

Ⅲ 方法

学業不振になる恐れがあり、就学を1年猶予し、普通教育でやれる可能性がある子どもに対して、就学を猶予し、小学校時に学習指導グループで指導いを行い、現在20歳以上になっている男4名、女1名と、就学猶予を希望したが、教育委員会から、許可されなかった男1名につき、事例研究を行い、検討を加える。それとともに現在小学校を卒業している男2名、女1名につき、事例研究を行い、現状を検討して、参考としたい。

IV 結果

1 事例研究

(1) 就学を猶予した事例で20歳以上の者(事例1>T.S.(男)1963年6月生 26歳

4歳5月に来所、主訴は言葉が遅れていて、全体に幼 い。I.Q.83、満期産で異常なし、2歳4月時発熱、ひき つけを起し意識が混濁し、5日間入院、その後脳波異常 なし、6歳4月時、1.Q.79、就学猶予を両親が希望し、 該当年齢より下の組に入れるため転園、猶予後、週1回、 遊戯療法、母親のカウンセリングの中で、字や数の教え 方を指導、7歳7月時I.Q.88、私立小入学後、算数を中 心に筆者が個人指導、一つの課題、例えば、繰上りを教 えて、その時は例題をさせ、出来たので理解したと思う と、1週間後に同じ課題をさせると、全く分らない。教 えると1回目より早く理解するが、次回には、また忘れ ている。何回か繰返す中に定着していく。指導する時は 成功感を味合わせるように注意した。この経験から、子 どもが嫌がらないよう根気よく指導していけば、或程度 のことは覚えられたので、学校だけに任せておくと、落 ちこぼれてしまう子だと思った。日常一緒にいる親が親 子関係を悪くしないよう注意しながら、指導できれば、 長時間の指導に耐える子ではないので、効果が上ると判 断し、また、教科指導の専門家ならより適切な指導がで きると考えて、専門家の協力を得て、学習指導グループ をつくり、親子指導を月1回行った。9歳時に右眼上の あざの治療にいった形成外科医により、レックリング・ ハウゼン病が発見されたが、幸いに現在も余り進行して いない。指導の効果が現われ、小学5年生の頃には中位 の成績がとれるようになり、13歳6月時1.Q.95、中学は 女子だけなので、中学を受験して合格した。高校と進み、 卒業して、私立大学の経済学部に入学した。卒業後、機 械メーカーに就職した。現在、地方出張等をこなして、 社員として活躍しているとのことである。母親は幼児期、 小学校低学年時代の苦労から考えると、現在は夢のよう だと話している。

<事例2>S. T. (男)1966年2月生 24歳2

2歳11月に主訴は言葉の遅れ、新しい場面、人に恐怖を示し、すぐ泣く。D.Q.65、正常産、発育は標準より遅れ気味であったが、3歳年上の姉がダウン症でひどく遅れていたので、母親は気にしていなかったが、友人に注意され相談に来所した。姉が障害児のため、相談等にいくことが多く乳児期から、母がおぶっていることが多か

った。1年前から、姉が遠くの養護学校の幼稚部に入っ たので、昼間は母と外で過すことが多く、落着かない生 活だった。そこで、学校の近くにマンションを借り、引 越した。母親はなるべく、本児の相手をするようにし、 遊戯療法と母親のカウンセリングを行なった。姉との関 係で遅れたのではなく、本児にも問題があるように思わ れた。小児神経科医により脳波異常が発見され、投薬治 療で合せて行われた。発音不明瞭につき、専門医の診察 の結果は、「鼻くう閉鎖不全があり全体に口の動きが未 熟なので、成長を待ってから、訓練した方がよい。よく 話かけて、話をよく聞いてやることが大切である」とい うことであった。4歳時に、該当年齢より1年下の3年 保育に入園、5歳11月時に、I.Q.70、幼稚園で1年下の 組で適応してきているので、両親と話合い、就学猶予を した。1年後に小学校に入学し、1月後に、担任から、 筆者に「普通学級でみれる子ではない。そちらで普通学 級というから、両親が納得しないで困る」と電話があっ た。そこで「もう少し、面倒をみて欲しい」と頼んだ。 両親は重大さを認識して、本児の教育に熱心になり、解 決策を相談にきた。家庭教師をつけ、算数、国語の基礎 から教えて貰うことにした。学年末には担任からこのま ま普通学級で教育していける子だといわれた。家庭教師 が止めたので、当所で週2回、個人指導をした。課題に のりにくく、落ち着きのない行動が目立ち、手が不器用 で定規をあてて、直線を引くことができない。最近云わ れている学習障害児の特徴があった。100 バツをつけら れるのが、嫌いなので、やり直しをさせても、マルをつ けてやるようにした。3年生より学習指導グループで指 導し、その結果に基づいて個人指導を行った。算数の文 章題を利用して、言語理解ができるように努めた。小学 5年頃から、学校の成績も上り、3段階評価で、算数は 2、国語は2になった。6年も同じように進んで、私立 中学を受験して合格した。中学、高校と音楽、体育、図 工はよくないが、他の教科は上位の成績がとれるように なった。一浪して、中堅の私立大学の商学部に入学して、 卒業した。商事会社に入社して勤務している。

<事例3>N.T. (男)1966年1月生 24歳

3歳11月に来所、主訴は言葉の遅れ、多動で勝手の行動をし、目が離せない。テスト不能、正常産で11月に歩き始め運動面の発達は順調、脳波異常なし、4歳3月時 D.Q.66、遊戯療法と母親のカウンセリングを行った。幼稚園の該当年齢より1年下の組に入って、どうにかやっているので、両親は就学猶予を希望した。5歳11月時 I.Q.73、6歳9月時、I.Q.84、そのまま幼稚園に在園して、1年後、小学校に入学した。2年生になって、勉強

についていけないようなので、どう指導したらよいかと相談に来所、算数科の足し算、引き算、数の順位等の基礎が理解できるように根気よく指導していくことが必要であると判断した。両親は教職希望の学生を家庭教師にした。家庭教師に出せいても、当年生なりにと指導した。3年生より学習指導グループで指導し、その結果に基づいて、週1回当所で指導した。5年生頃より、学校の授業についけるようにとり、公司を受験したが、事業が関連した為、大学進学を諦めて、6年生の1学期には、5段階評価で算数3、国語2には過したが、家業が倒産した為、大学進学を諦めて、6品製造会社に就職し、ずっと社員として動務している。

<事例4>H.M.(女)1964年7月生 25歳

4歳10月時に来所、主訴は言葉の遅れ、4歳10月時 D.Q.80、正常産、11月時左多指症手術、2歳5月時ボタ ニー氏管開存手術、4歳5月時発作を起し脳波検査の結 果てんかんと診断されて投薬中、地方都市に在住の為、 現地の言語治療教室で指導を受ける。6歳3月時1.Q.79、 医師である父親は、これまで、いろいろ病気や手術をし ているので、就学猶予を希望し、猶予して、保育園から 幼稚園に変える。小学校に入学後、母親が教科指導につ いて相談に来所する。算数科については、基礎をしっか り理解させていくことが大切であると助言した。小学校 教師の経験者を家庭教師につけて指導する。 4 年生から 学習指導グループに各学期毎に来所し、その結果に基づ いて、家庭で指導するように努めた。6年時、5段階評 価で、算数、国語、社会、理科は2であった。私立中学 を受験し、合格した。高校に進学して、卒業した。その 後茶道、華道、料理等、稽古事をしている。3年前に母 が死亡したので、家事をしている。

<事例 5 > K. I. (男) 1969年10月生 20歳

3歳11月時、主訴は言葉の遅れ、勝手に動き廻る。意志の疎通ができない。視線が合ないということで来所、正常産、乳児期は大人しい子だった。D.Q.67、小児神経科医による診察の結果、脳波異常あり投薬開始、自閉的傾向との診断。遊戯療法と母親のカウンセリングを行う。幼稚園の該当年齢の1年下の組で、固執的行動があるがどうにかやっている。6歳3月時1.Q.68、両親はこのまま幼稚園にもう1年置きたいと、就学猶予をする。小学校入学後、学習指導グループで指導、学力は順調に進み4年生頃まで、余り問題も起さずやっていたが、母親が病気になり、手が掛けられなくなると、異性に対して、興味を示し、女性のスカートめくり等をしはじめてだんだんひどくなり、町で女に抱きついたり、駅の女のトイ

レを覗いて、パトカーに乗せられて、警察署に連れていかれたりするようになった。児童相談所を通じて、自閉症児施設に措置された。現在、成人施設に入所している。 (2) 就学猶予が許可されなかった事例

<事例6>K. T. (男)1968年8月生 21歳

6歳4月時に幼稚園の紹介で来所、主訴は運動機能の 遅れ、理解が悪い、保育集団に参加しない、馴れた人で ないと話しをしない。6歳4月時に1.0.89、正常産、生 後5日目に2日間高熱を出した。へん桃腺炎で高熱を出 して、ひきつけ3回、5歳6月に全身麻酔でへん桃腺摘 出手術をした。教育委員会の相談室グループ・セラピー を受けている。当所で小児神経科医に紹介し、脳波測定 の結果異常があり、投薬を進めるが、教育委員会で、検 査した結果、異常はなかったのだから、その必要はない と言われた。両親が迷っている1月後に、大発作を起し て、救急車で病院に運ばれて、発作が続き、1月入院し た。入学前に大病をしていること、全体に遅れ気味であ ることから、就学猶予をした方が教育効果が止ると考え た。両親もそれを希望したが、教育委員会で、その中、 特殊学級で教育する子だから、その必要はないというこ とであった。1年に入学したが、平仮名も読めないし、 10迄の数の理解も出来ていないので、付いていけなくな り、1年生時から、特殊学級に入級を勧められ、相談に 来所した。7歳11月時I.Q.79、テストの結果をみると、 記憶の問題は出来るが、簡単な計算問題も出来ない。 3 年生から、特殊学級に入級し、中学校を経て、養護学校 の高等部を卒業した。現在、福祉作業所で働いているが 能力はあるのに、働く意欲がないと言われている。

(3) 就学猶予をして小卒以上で20歳未満の者

就学猶予をして、20歳にはなっていないが、小学校を卒業している者、男2名、女1名についてみると、次のようである。

<事例7>N.Y. (女)1971年10月生 18歳

3歳6月時主訴は宮葉の遅れが主訴で、T医大言語治療室の紹介で来所、2週間早く2,135gで生れ、乳の飲みが悪く28日間保育器に入る。熱性けいれん2回、発育は全体に遅れた。3歳6月時D.Q.86、小児神経科医の結果、潜在性背椎破裂(不完全)が疑われる。脳波りの結果、潜在性背椎破裂(不完全)が疑われる。脳波り1年下の組に入る。遊戯療法と母親のカウンセリングを行う。6歳1月時1.Q.81、両親は就学猶予をすることを希望し、猶予する。入学後、学習指導グループに入る。2年生より、個人指導を並行して行う。学力はどうにかいいる状態だが、友人関係はうまくいかず、いじめられたりする。13歳時1.Q.69、担任の勧めで、中学校よ

り、特殊学級に入級する。学級では、友達関係もよくリ ーダー的役割をとる。中学校卒業後、服飾専門学校に進 み、3年生に在学し、来春、卒業予定で就職先を探して いる。

<事例8>N.H. (男)1972年8月生 17歳

3歳11月時、主訴は幼稚園に入ったが、勝手の行動を とり、集団行動がとれない。3歳11月D.Q.64、難産で仮 死酸欠で障害が残るかもしれないと云われた。小児神経 科医の診察の結果、脳波異常があり投薬開始。幼稚園を 退園し、その後、該当年齢より1年下の組に入園した。 6歳3月時、1.Q.79、両親はこのまま園に置いて、就学 猶予の願いを出したが、教育委員会から、「最近は猶予 しないで、全員入れてから、その子に合った教育をする 方針だから」という意見であった。父親は何回も委員会 と交渉したが、理解して貰えなかった。最後に「自分の 子どもには、生涯の責任を持たなければならないのだか ら、親が一番よいと思う方法をとりたい」といって、入 学式に連れて行かない考えでいたら、3月31日に許可さ れた。1年から、学習指導グループで指導した。小学2 年までは下位の成績であったが、根気よく指導していく と、3年には中位の成績になる。6年では、算数、国語 は5段階評価4になり、私立中学に合格した。高校2年 に在学し中程度の成績をとっている。

<事例9>N. T. (男)1974年8月生 15歳

4歳10時T大言語治療室の紹介で、主訴は言葉の遅れ であるが、精神面の指導が必要ということであった。父 の勤務でブラジルで、骨盤位のため、帝王切開で出生し、 歩き始めも1歳6月と少し遅く、言葉は家では日本語で あったが、メイドがポルトガル語で話していたので言葉 が遅れたのではないかと母は言う。4歳3月に帰国し、 幼稚園に入れたが、落着きなく、集団行動がとれないと 注意された。 4 歳10月時 I.Q.72、手の動きも鈍いので、 小児神経科医の診察の結果、脳波異常があり、投薬開始 した。遊戯療法と母親のカウンセリングを行なう。 6 歳 2月時 I.Q.81、父方祖父が小学校長だったので、就学猶 予が適当という意見で、両親も同意し、願いを出したが、 許可されず、祖父はどうしてもさせたいと、許可されや すい地区に移籍して、猶予した。幼稚園を転園して、該 当年齢より下の組に入れた。7歳1月時1.Q.84、小学校 入学後、学習指導グループで指導した。小学6年時、成 績は3段階評価で、算数3、国語2、社会、理科1で、 私立中学を受験し、合格した。現在、中学3年生で、中 の上の成績をとり、友達関係もよく、問題なく過してい る。

V 考察

学業不振になる恐れがあり、1年就学を猶予し、20歳 以上になっている男 4 名 (知能の程度は 6 歳時、境界線 児 1 名、軽度精薄児 3 名)女 1 名(境界線児)事例研究 の結果、事例5の自閉的行動が目立って、施設に入所し た1名を除き、4名は普通高校を卒業し、中2名は大学 を卒業した。家事をしている女1名以外は、会社に勤務 して、社会人として活躍している。就学猶予を申請して 許可されなかった男1名(境界線児)は高等養護学校を 卒業して、福祉作業所で作業している。1年就学を猶予 し、20歳未満で小学校卒業以上の、境界線児(男2名、 女 1 名) につき、事例研究を行なった、男 2 名は普通校 で中程度の成績をとっている。女は中学で特殊学級に入 ったが、その後、専門学校に通っている。以上の結果か ら、就学猶予は、学齢時に就学しても、学校教育を受け 入れるまで、能力が成熟していないで、1年就学を猶予 して、学校教育の出発点で、能力が揃うと判断できる子 どもには、学業不振の予防対策として、有効な方法であ ると言える。上野一彦は、学習障害児の相談室13)で、 「(1) 1年の猶予によって、心身の成長を待てば、普 通教育のカリキュラムについていく可能性が非常に高い と予測できる。(2)猶予期間に、十分なレディネス教 **窗をする具体的プログラムが準備可能である。」と就学** 猶予に肯定的な意見を述べている。知能指数だけで、そ の子の能力を判断することは危険であるが、滑水利信は 学力構造の心理学"で、諸学者の研究をあげた上で、

「知能と学力との相関関係は知能検査の種類、学校の違い、学年や教科などの違いによって、必ずしも一貫した傾向が見られていないが、一般的は 0.6 前後ぐらいと箍者は考えている。」と述べているように、知能検査の結果と学力との関係は、一般的に認められていて、一応の目安にはなると思う。そこで、境界線児や軽度精準児の場合は、行動観察、家や幼稚園での様子等を参考にして、学齢時に入学して、普通学級でやっていけるか、どうか慎重に判断してみることが必要である。北尾倫彦は学業不振りで「学業不振児の治療教育にあたってみると、

『このようになるまでに、なぜ手をうたなかったのか』とつくづく思う。そこで、病気と同じような意味あいから、学業不振の予防教育の必要性を強調しても、なんら不自然でないと感じるのである。』と学業不振を予防することの必要性を述べている。実際に、学業不振児に学習指導を行ってみると、特に算数科は、理解できていない問題以前の個所が未習得の場合が多く、基礎から理解

させていかなければならず、学級での課題はどんどん進 んで行くので、兎と亀の競争のように、兎が眠って待っ てはいないので、特に、能力や行動に多少問題のある子 どもにとっては、遅れてしまった事を取戻すのは、至難 の技である。そこで、学業不振になると思われる子ども に対しては、その予防対策として、就学猶予をすること が有効である。就学猶予をした子ども達の成人像をみて も、その効果を認めることが出来る。1979年に簽護学校 が義務化されてから、特殊学級での教育の程度が下り、 小学校低学年では、軽度精薄児の殆どは、普通学級で教 育されている。また、両親もそれを望んでいるが現状で は、一律に教育していくだけで、教科学習の習得の遅い 子どもに対しては、特別の配慮がされていない場合が多 い。軽度精薄児は勿論、境界線児も学校での教育につい ていけなくなり、子どもは勉強意欲を失ってしまう。家 庭で補おうとしても、学校教育内容を理解できるまで能 力が育っていない場合には、努力しても効果が上らず、 親子で不成功感だけ味合い、勉強意欲を失う結果になる ので、子どもの将来にとってよいことではない。就学猶 予は一律教育では、唯一の方法だと思う。子どもに自分 だけ遅れて学校に入るという劣等感を持たせないような 配慮が必要で、幼稚園の該当年齢の下の組に入れておく ことは、その中で、適応できれば、子どもの今後にとっ ても、よい結果になる。(本研究は学習指導グループに 参加して下さった諸先生の御協力によるもので、ここに 深く感謝の意を表する。)

参考文献

- 1) 権平俊子他 情緒障害児等の学業不振に関する研究 日本総合愛育研究所 第14集 123~127頁
- 2) 権平俊子他 情緒障害児等の学業不振に関する研究 第2報 遊戯治療に引き続き学業指導を行った男児の 一事例 日本総合愛育研究所 第15集 71~75頁
- 3) 北尾倫彦 学業不振 1975年 日本文化科学社
- 4) 同上 95頁
- 5) 小田正敏 学習障害と言語障害に関する考察 聖徳 学園短期大学 研究紀要 第21号 1988年 147~157 百
- 6) 清水利信 学力構造の心理学 1978年 金子書房
- 7) 同上 37~38頁
- 8) 鈴木昌樹 微細脳障害 1979年 川島書店
- 9) 上野一彦 教室のなかの学習障害 有菱閣 1984年
- 10) 同上 178~179頁
- 12) 上野一彦 学習障害児の相談室 有菱閣 1987年
- 13) 間上 184頁